

# 平成 25 年度 第 2 回富山市障害者自立支援協議会（全体会） 会議録

日 時：平成 26 年 2 月 14 日（金） 14：00～15：30

場 所：富山市役所東館 8 階 802 会議室

出席者：宮 田 伸 朗 会長、野 尻 昭 一 委員、山 村 敏 博 委員、  
高 井 秀 雄 委員、窪 田 喜代嗣 委員、光 江 泰 子 委員、  
金 子 かつよ 委員、澤 田 和 秀 委員、堀 恵 一 委員、  
服 部 隆 則 委員、寺 田 秀 雄 委員、井 澤 朋 子 委員、  
岩 本 由美子 委員

欠席者：野 村 忠 雄 委員、本 田 万知子 委員、阿 部 美穂子 委員、  
松 井 浩 透 委員

事務局：宮田 福祉保健部長、下井 福祉保健部次長、長岡 福祉保健部次長、  
高島 障害福祉課長、大下 保健予防課主幹、土地 障害福祉課課長代理、  
本郷 障害福祉課副主幹、植野 障害福祉課企画係長、桑名 障害福祉課主査、  
花島 障害福祉課主事

市委託相談支援事業所：

和敬会生活支援センター、セーナー苑 We net、自立生活支援センター富山、  
富山市障害者福祉センター基幹相談支援室、ゆりの木の里、富山市恵光学園

議 題：

- (1) 専門支援ワーキング（就労支援・地域生活支援・子ども発達支援）の取り組み状況について
- (2) 障害者計画・障害福祉計画アンケート調査結果について
- (3) 富山市障害者福祉センター 基幹相談室の取り組み状況及び平成 26 年度の事業計画について
- (4) 権利擁護部会の設置等について
- (5) その他

(会議資料)

1. 富山市障害者自立支援協議会委員名簿
2. 座席表
3. 富山市障害者自立支援協議会設置要綱
4. 議事関係資料

議事概要：

1. 開会
2. 議事

(事務局)

遅れていらっしゃる委員の方もおりますが、ただ今から平成 25 年度 第 2 回富山市障害者自立支援協議会を開催致します。

皆様方にはお忙しいところ、また足元の悪い中お越しいただき誠に有難うございます。本来ならばお 1 人お 1 人に委嘱状をお渡しすべきところですが、時間の関係上机の上に置かせていただきました。今後ともよろしく申し上げます。

それでは始めに協議会の開催にあたり、宮田福祉保健部長がご挨拶申し上げます。

(事務局)

立春を過ぎまして本日もまた雪でございます。早く梅の花一輪の暖かさが欲しいかなと思っております。本日は今年度 2 回目の富山市障害者自立支援協議会の開催をお願い致しましたところ、ご多用の中ご出席いただきまして誠に有難うございます。

委員の皆様には障害者福祉の施策の推進のみならず、富山市の福祉全般につきまして日頃から格別のご支援ご協力を賜り、本席を借りまして深く御礼を申し上げるところでございます。

この障害者自立支援協議会は平成 20 年 2 月に立ち上げまして、任期 2 年ということで委員のご就任をお願いしております。今回の開催にあたりましては若干の委員構成の変更がございました。新たに委員をお願いした方また引き続きお願いした方、それぞれ快くご承諾いただきまして誠に有難うございます。ご案内の通り、障害福祉の分野では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、地域社会における共生の実現を目標とする、障害者総合支援法が昨年 4 月より遂行されているところでございます。また本年の 4 月にはグループホームとケアホームの一元化、障害程度区分の見直し、重度訪問介護の対象の拡大の改正が行われる予定となっております。障害者の方が住みなれた地域で生きがいを持って暮らしていけるよう支援するためには、相談支援事業や自立支援協議会が果たす役割が大変重要でますますその重要性が増大すると考えております。委員の皆様には今後ともそれぞれの専門的なお立場からご意見をいただき、もう一度障害者福祉施策をよりいっそう充実させるために、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞ本日もよろしくお願い致します。

(事務局)

そうしましたら次に委員の皆様のご紹介でございますが、配布しました名簿をご覧下さい。今回の改選で 3 名の委員が交代されました。交代された委員をご紹介申し上げたいと思います。誠に恐れ入りますが紹介されましたらその場で御起立をお願い致します。

まず、富山市民生委員児童委員協議会会長の山村委員でございます。

(委員)

山村委員 起立 挨拶。

(事務局)

次にセーナー苑の副苑長光江委員でございます。

(委員)

光江委員 起立 挨拶。

(事務局)

富山県難病相談支援センター主任相談支援員の井澤委員でございます。

(委員)

井澤委員 起立 挨拶。

(事務局)

以上でございます。尚、本日は都合により、野村委員、本田委員、松井委員、阿部委員が欠席されていることをご報告致します。また、服部委員は遅れておいでになることと思います。

それでは、まず会議に先立ちまして、会長、副会長の選出についてですが、事務局としましては宮田会長、野尻副会長に引き続きお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。 拍手

(事務局)

拍手を持ってご承認いただいたということで、そうしましたら宮田会長、どうぞ会長席のほうへ移動お願い致します。

宮田委員 会長に就任 会長席へ移動。

それではこれより宮田会長に会議の議長となって議事を進めていただきたいと思います。宮田会長よろしくお願い致します。

(会長)

改めて宮田でございます。この春に卒業できるはずだったのですが卒業延期となってしまいまして、めでたく留年となりました。今度こそは卒業できるように頑張っていきたいと思っております。この10年間を振り返ってみますと、障害者福祉の政策もどんどん変わっておりまして、目まぐるしく毎年のように制度改正、順次施工となっております。大変きめ細かくなっているもの、それと非常に広がりが出てきているものなどが特徴ではないかと思っております。

それだけ逆に言いますと、現実との乖離と言いますかこれがまた大きくなってきているのではないかというふうに思っておりますので、そこを障害をお持ちの方たち、あるいは障害のあるなしに関わらず、市民が人間らしく暮らせる、そういう社会環境を作っていく、それが私たち自立支援協議会の役割の中核的な部分ではないかと思っております。微力ではございますが精一杯頑張りたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力よろしくお願い致します。

それでは早速でございますが、今日は議事でその他まで5つ予定されております。1時間半というのが一つの目処ですので結構ハードなのですが、中身の濃い報告などもあるかと思えます。順次進めてまいりたいと思えます。

それでは1番ですが、専門支援ワーキング（就労支援、地域生活支援、子ども発達支援）それぞれの取り組み状況についてまずご説明をいただいて、その後ご意見などを伺いたいと思えます。よろしくお願い致します。

（相談支援事業所）

就労支援ワーキングの取り組み状況について資料に基づき説明。

（会 長）

はい、有難うございました。それでは引き続いて地域生活支援ワーキングのほうからご報告をお願い致します。

（相談支援事業所）

地域生活支援ワーキングの取り組み状況について資料に基づき説明。

（会 長）

はい、有難うございました。地域生活支援というものがいつも大きな課題となりますが、今後もさらに分析されるよう期待したいと思います。有難うございました。それではもうひとつ、子供発達支援ワーキングよろしくお願い致します。

（相談支援事業所）

子ども発達支援ワーキングの取り組み状況について資料に基づき説明。

（会 長）

はい、有難うございました。それでは一通りワーキングについての説明報告が終えましたので、今までの3つの報告についてご質問、関連したご意見等ございましたらよろしくお願い致します。

（委 員）

地域生活支援ワーキングの報告に関連すると思えますが、一週間ほど前に私どもの包括支援センターに整形外科のドクターのほうから連絡があつて、「今、障害程度区分の認定を受けたので、ヘルパーさんが付き添って受診しておられるが、この方について相談したいことがあるので、窓口になっておられる相談支援事業所の担当の方を調べていただきたい。」という電話がありました。それで、「付き添いのヘルパーさんに聞かれたらどうですか。」とドクターにお答えしたのですが、看護師さんがヘルパーさんに聞いたところ、「どこの相談の窓口から自分が依頼されたのかわからない。」という返事をされたそうです。それを聞いて障害福祉課の窓口を担当の相談支援事業所を聞いて、担当者のお名前をドクターにお伝えしたのですが、先ほど相談支援事業所のサービス業者さんとの連携という問題を提起されましたが、医療機関との連携というところも考えられたらどうかと感じたところです。

(会 長)

はい有難うございました。保健、医療を含めてというところですが、市のほうで何かお答えはございますか。

(相談支援事業所)

まさしく、今言われたようなことが地域でたくさん起こっているのではないかと思います。具体的には障害福祉サービスを利用される方が、24年度からは新規の方から計画相談支援が導入されているのですが、以前から、障害福祉サービスを利用している方には、相談支援がまだ入っていないということが一つあるかと思います。相談支援事業所が絡むことになっていけば、全体のサービスと連携が出来ますので、そこに医療情報等も含めてきちんと書き込むような形での計画を相談支援事業所が作ると思っておりますので、医療情報、医療との連携もしていきたいと考えております。ただ、なかなか障害者のほうは高齢者と違って、相談支援事業所が地区割りという形での担当にはなっていないものですから、ご本人が選ばれる相談支援事業所が担当ということになるので、すぐにこの方だったらこの事業所というのはわかりにくい状況もあるのではないかと思います。そういうことも含めて昨年から、どこの相談支援事業所に相談したらいいかわからないということがあると、基幹相談支援室にまず相談していただいて、相談の拠点を富山市さんは明らかにしていただいておりますので、相談支援事業所がきちんと利用者の方のところに相談に入れるような形を取っていきたいと考えております。

(会 長)

これまでの制度の問題もあるのかもしれませんが、24年度以前ですか。今後類似のケースも出てくる可能性もあるということですね。それにはどういうふうにしたらいいいでしょうか。だんだん症状が変わったり症状が重くなったりと医療との連携が出てくると思うのですが。

(相談支援事業所)

医療との連携もきちんと取っていききたいと思っておりますし、ヘルパーさんたちも、この相談支援事業所があるということをおまじない方もいらっしゃるっていて、その連携がきちんと取れるようにということと、居宅介護の実態調査をさせていただく前に、居宅介護事業所のネットワークというものもあつたらいいなというご意見も聞かれてはいたので、地域の中の各地の事業所がきちんと連携を取りながらやれるという形作りが進んでいくと、医療との連携もだんだんと整っていくのではないかと思います。

(相談支援事業所)

医療との関係で言うと、難病の方が結構多くなって、入退院を繰り返しながら亡くなっていく方がおられるのですが、先にどこの病院へ通院しておられるかということをお聞きして病院と連絡を取るようにしていますが、その方が他の病院へ行かれるとなかなか対応しきれないものがある。ヘルパーさんも、そんな問題意識としてなかったら報告されないこともあるので、そこはまた気をつけていきたいなと思っております。最近では包括

センターも関わってもらって一緒にカンファレンスを開いたりということもやっています。

高齢者で、家族に障害者がいる方もおられて、包括支援センターと相談支援事業所で、どういうサービスを提供していくかという話をさせてもらったりしています。

今後、今の委員さんのご意見を参考にヘルパー事業所と連絡を取っていきたいと思います。

(会 長)

有難うございました。とにかくモグラ叩きの問題点をどんどん潰して広げていくしかないような。これは介護保険との違いだろうと思うのですが、貴重なご意見有難うございました。そのほかに何かありますでしょうか。

もしすぐに出ないようでしたら、今日、他にもいくつか議題がありますので、一旦区切って先に進んで最後にまたその他のところで全体伺いたいと思います。

それでは、次は議題の 2 のほうですが、障害者計画・障害福祉計画アンケート調査結果について掻い摘んで事務局のほうからご説明をお願いします。

(事務局)

障害者計画・障害福祉計画アンケート調査結果について資料に基づき説明。

(会 長)

有難うございました。ご意見、ご感想があればどうぞ。

(委 員)

質問なのですが、ここに障害程度区分の認定というものがきておりますが、最終的には、いつ頃から始まる予定ですか。もう既に始まっている市町村もあったりして、よく施設へ行くと「区分は持っておられますか」ということをちらほらと近頃聞くようになったものですから。富山市の実態はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

障害程度区分につきましては、介護給付については、障害程度区分認定を受けて利用すると総合支援法で決まっております。訓練等給付につきましては、特に区分認定はいりません。

訓練等給付というのは就労継続B型とかですね。現在、就労系のサービス、あるいはグループホームについては必要ないということになっております。

(委 員)

グループホームは、区分認定は不要なのですか。

(事務局)

平成 26 年 4 月の法改正で、グループホームとケアホームが一元化するというような形になっております。ただ、移行するのはケアホームがケアつきのグループホームという形で移行します。グループホームにつきましては基本的には今までどおり訓練等給付なので区分は無くても大丈夫です。但し、グループホームにヘルパーを派遣させるとい

う形になりますと、障害程度区分認定が必要になってきます。ちょっとややこしいのですが。

(委員)

もうちょっとわかりやすいように説明していただけないでしょうか。事業所調整でグループホームを探すときに、相手方から「区分は持っておられますか」と必ず最初に聞かれたりするので、現場が混乱するのです。区分認定が必要なのか不要なのか、どちらに対応したらいいのか分からなくなってくるのです。

(事務局)

今、この調査結果のところでも書いてあるのですが、やはり平成15年に措置制度から支援制度になって、平成18年度に自立支援法になって、さらに法改正しながらこの平成25年から総合支援法になったということで、目まぐるしく制度が変わって、事業所の方ですら混乱してしまう状況なので、このアンケート調査結果の中でも、区分認定は受けていると、回答される方がおられるのですが、その回答の中で、自分の区分がわからないと言う回答が一番多かったということでした。実際、利用者の方々も自分の受けているサービスが区分を受けなきゃいけないサービスなのか、そうじゃないサービスなのかというところの周知が出来ていない。身体障害者手帳とか療育手帳などは、昔からある制度なので皆さん認識しているのですが、この障害程度区分認定は、認識が広まっていない現状というのは今回の調査でわかっているところです。

今回の一元化の改正が行われることになった理由は、今はケアホームとグループホームと分かれています。ほとんどの施設が、精神の場合はそうでもないのですが、知的のグループホームは、一つの建物でケアホームとグループホームの両方を一体的にやっていますよという所がほとんどなものですから、実態に即した形にしようという話になったからであります。今、特にこれから居宅介護を入居者の人が使うことがなければ、とりあえず、法改正に合わせてグループホームの入居者の人が全員区分を受けなきゃいけないとか、そういったことはありません。また経過措置で、現在、グループホーム、ケアホームになっているところは、それぞれグループホームはグループホームですし、ケアホームもそのままグループホームと見なすという形になっておりますので、この4月で特に何かしなくてはいけないということはありません。

(事務局)

障害程度区分につきましては以前から厚労省のソフトで一次判定になるのですが、精神と知的の方の判定が的確でないからきちんとしていただきたいという要望はこれまでも聞いておりました。今度の4月からは障害程度区分ではなくて障害支援区分というものに変わります。厚労省のソフトも変わります。4月からは精神と知的の方の判定がきちんとできるようなソフトになる予定になっております。これに対する要望は先ほど申しましたように、身体はきちんとするのにも精神、知的の方だけはきちんとならなくて二次判定で区分をアップしたりしていたのですが、4月からはそれも正しくなる予定となっております。

(委員)

たとえば、特別支援学校を卒業されて、次に色々なサービスを受けられますよね。そ

れと言うのは、今4月からと言われたのですが、具体的に支援区分として判定されるのはいつからですか。

(事務局)

4月申請分からです。

(委員)

そしたら特別支援学校を卒業されても卒業式が終わって3月末からとか実際にサービスを利用される方とかもおられますよね。そういう方の場合は支援区分ではなくて程度区分  
でいくという事ですか。

(事務局)

前の区分でいきます。

(委員)

それは、やはり有効期限3年ですか。

(事務局)

そうなります。

(委員)

なんか、こうちょっと・・・。

(事務局)

二次判定で審査会委員の先生方にフォローしていただいて、きちんとした区分になっているものと、こちらとしては考えております。

(委員)

なかには、本人の状態などを勘案して、認定有効期間が3年ではない方もおられますが。

(事務局)

基本的に大きな変動が見込まれない方については3年ということになっております。

(会長)

この10年間制度が目まぐるしく再編化されて、経過措置が被ってくるものですから、事業者ですら、制度が分かりにくくなっていますが、もうしばらくの辛抱でございます。

つつい私たちの時代は良かったなど言いたくなるようなところもありますが、色々な事情があっこうなっているものと思います。少なくとも使い勝手のいい、そして結果的には障害をお持ちの方が納得できる生活が送れるようなしくみになるよう向けていきたいと思っております。またそれぞれの立場で努力をしていきたいと思っております。その他ありましたらどうぞ。

(委員)

アンケートの中身について聞きたいのですが、23 ページ、「どこに住みたいか」の障害児がどこに住みたいかというところの2 番目のグループホームというのは、どういう状況を指しているのですか。親と住んでいないということですか。2 点目が、児童ではないほうでグループホームを希望しておられる方がたくさんいらっしゃるので、来年度以降の富山市のグループホームの整備計画等を簡単に教えていただければと思います。

(事務局)

このアンケート調査は、本人回答が原則ですが、障害児については、高等部になれば本人という事もあります。未就学児等については保護者の方が回答しているので、今現在というよりも将来の子供を見据え、自分が亡き後ということなども踏まえて、グループホームという回答があったものと分析しております。

グループホームの整備計画についてなのですが、一応、グループホームにつきましては、富山市の整備目標については、富山市総合計画に整備目標を立てております。予算編成の際には、毎年各事業所に補助金の要望について意向調査を行っているのですが、国の社会保障審議会障害者部会等で、地域密着型のミニ施設のようなグループホームがいいのではないかという意見や、地域移行の観点から、少人数のグループホームがいいのではないかという意見があって、今後の国の方針の先行きが不透明なところもあって、補助金の要望はない。しかし、そういう中でも、順調にグループホームの数は増えているという状況になっている。

(会長)

補助なしで整備されているという事ですか。

(事務局)

そうですね。

(委員)

総合計画では、予算措置は取っていないということで理解すればよろしいですか。

(事務局)

そうですね。整備するための補助金を拠出するという方針はあるのですが、要望の調査をした結果、希望の回答がないので、予算措置をしていないということです。最近、富山型デイサービスの方が、住まいの場ということで、補助を受けずにそのまま整備されたりというのが、ここ1～2年あります。

(委員)

ということは、予算がないので、この先もずっと自費で整備する部分に関してはやっていますよと、予算措置はしませんという話ですか。

(事務局)

いえ、補助金の希望があれば、総合計画の目標なので、財政当局には、他の事業所よ

り、グループホーム整備の補助金は優先して欲しいと要望します。但し、年度途中の補正とかは難しいです。国庫補助を利用して施設の整備補助をしておりますので、国も財政が厳しいので、ここ1～2年は、国も当初予算のみという形で、補助の声かけがないものですから、大体秋頃の当初予算編成時期に各サービス事業所等に補助要望を聞いて手が上がったところから優先順位に基づいて、予算要求をするという形になっております。

(委員)

わかりました。有難うございます。

(会長)

総合計画としては数値目標があって、しかし実際予算取りになると事前協議をして、それによって予算要求をしていくということですね。有難うございます。あと何かございますか。どうぞ。

(委員)

アンケートを読ませてもらったり、色々お話を聞いていて、グループホームも必要かなと思うのですが、難病の人たちもどんどんサービスを受けるようになってと思います。

先ほどから、計画相談支援の話も出てました。視覚障害の方のサービスである同行援護の利用の際に、サービス等利用計画の提出することになっています。その際に、一番私たちの耳に入っているのが、同行援護をするヘルパーの人員不足です。全国的にも障害福祉計画の進行状況が悪いと聞いています。同行援護を利用しやすくするためには、サービス等利用計画を作製する相談支援事業所が必要だと思うのですが、是非たくさん増えていただいて計画を立てて、それでネットワークを作っていければいいなと考えています。よろしくお願いします。

(会長)

サービスの量、そして育てた人材、あるいは相談支援機関、それをどう増強していくかということが課題だと思います。一般的な答えにしかないかもしれませんが。その計画は今回の計画で入れ込むということですか。

(事務局)

そうですね。障害福祉計画のほうは実行計画になりますので障害者計画は理念で、こういう形でやるという計画で、障害福祉計画は実際、平成27年度から3年間でどれだけサービスを増やすというか、そういうことを見込んでいくかという計画になります。

(会長)

そのためのニーズ調査ということなのですね。どのようなニーズがあるのかよく分かると思うのですが、委員のおっしゃる通りだと思います。相談支援事業所については、現在、どのような状況でしょうか。

(事務局)

初年度の平成24年度については、7事業所から14事業所と一気に増えたのですが、

その後、この 25 年度については伸びていない状況があります。それで、1 月に障害福祉課で、相談支援事業所については、今どういう実態になっているかという実態調査、それとサービス事業所で複数サービスをやっているような規模の大きい事業所については、参入意向はないかという意向調査を行いました。いくつか参入を考えている事業所はあるのですが、初年度のような伸びは難しい状況にあるという結果が出ております。やはり、老人のケアプランのように毎月報酬がないということで、経営が安定できないという意見が、参入を踏まえている事業所もそうですし、実際やっている事業所からも同様のご意見はいただいております。

(会 長)

定期的なフォローだとかモニターの問題、課題だとか考えますとまだまだ増えていくべきというか、あってもいいなという感じが致します。それから訪問介護にしましても、高齢者介護の方とセットで何かならないかという意見もよく出るのですが、これもまた積極的な誘導策か、あるいは支援策が必要なのかもしれません。とにかく福祉は人なりということをご昔からよく言います。人抜きでは考えられないところがあります。是非良い計画になっていけばいいと思います。有難うございます。

それでは次、議題（3）のほうですね。進めていきたいと思っております。

基幹相談支援室の取り組み状況 お願いいたします。

(相談支援事業所)

平成 25 年度 基幹相談支援室 事業実施状況について資料に基づき説明。

平成 26 年度 基幹相談支援室 事業計画（案）について資料に基づき説明。

(会 長)

有難うございました。この新規の連絡会という件について、今ご説明がありましたけれども、25 年度のところに真ん中の欄になろうかと思っておりますが、連絡会・事例検討会、今までセットになっていたものを独立させてというふうになるのですか、そうではないのですか。連絡会だけ別にとということですか。

(相談支援事業所)

当初 25 年度の計画の中には連絡会というものまで設けていなかったのですが、年度の初めに相談支援事業所の皆さんにアンケート調査をさせていただきまして、情報交換をしたいと言う声が、ほとんどの事業所のほうから上がっていました。また、スタッフのスキルアップを図りたいというようなことがありましたので、連絡会という形で情報交換を行い、また事例検討も強化していきたいということで、26 年度新規として挙げさせていただきました。

(会 長)

有難うございます。というご説明ですが、何かご質問ございますか。では次進めていきたいと思っております。議題（4）権利擁護部会の設置等ということですがお願いします。

(事務局)

権利擁護部会の設置等について資料に基づき説明。

(会 長)

有難うございました。今ご説明がありました内容について何かありますでしょうか。

この部会を設定したということ、これは一般的なことでしょうか、あるいは富山市だけですか。他の市町村はどんな感じでしょうか。

(事務局)

そうですね。厚労省の方がこの虐待に関わる諸問題を解決する上で、自立支援協議会にこういう部会を置くのがいいだろうということを推進しておりますので、結構各市町村でもやっているところが多いと聞いております。

(会 長)

はい有難うございました。それと最後の 13 ページの通報者「子」というのは、どういうことか。

(事務局)

6 番につきましては、別居していらっしゃるお子様ということで、被虐待者が虐待を受けているのがこの方のお母様ということで、お父様からお母様に対しての虐待があるという通報があったというケースです。

(会 長)

分かりました。多様ですねとにかく。いわゆるDV的なものを別居している子供さんが通報してきたということですね。有難うございます。何か他にありますでしょうか。

なければ議題（5）その他になりますが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回の協議会は、例年通り 10 月下旬を予定しております。また近くなりましたらご案内させていただきますのでよろしくお願い致します。尚、先程ご説明しました通り、来年度は障害者計画、障害福祉計画を作成する年度になっております。この内容についてご協議いただく年度につきましては 2 回では足りないもので、来年度は 10 月、12 月、2 月の 3 回を考えておりますので、またよろしくお願い致します。以上です。

(会 長)

来年度の後半が勝負ということになりますか。またよろしくお願い致します。

その他で追加、何かありましたら、よろしいでしょうか、では長時間にわたり有難うございました。